

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり



カバル© (財) 志木市文化スポーツ振興公社

志木市福祉事務所 (志木市福祉部生活援護課)

埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話：048-473-1457 (直通)

048-473-1111 (代表)

この「しおり」は生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

〈令和6年3月作成〉

■生活保護とは

私たちが生活しているうちに、高齢や病気などの理由で、収入が少なくなってしまい、預貯金などの資産をやりくりしながら生活しても解決策が見つからず、生活を維持できない場合があります。

生活保護は、年金や給与などの収入が、世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、様々な制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に、日本国憲法第25条「健康で文化的な必要最低限度の生活」を保障するとともに、生活保護を受給した後も、ご自身の力で自立した生活ができるように支援していくことを目的とした制度です。

〈日本国憲法第25条〉

すべての国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〈生活保護法第1条〉

この法律は、日本国憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

■生活保護の内容とは

生活保護制度には、次の8種類の扶助があります。

- ・生活扶助…衣・食・光熱水費など日常の生活に必要な費用（賃貸住宅の共益費など）
- ・住宅扶助…家賃などの費用（世帯の人数に応じ上限あり）
- ・教育扶助…義務教育に必要な学用品、学校給食費などの費用
- ・医療扶助…病気やけがに伴う保険診療範囲内の治療費用（交通事故は対象外）
- ・出産扶助…出産に必要な費用（上限あり）
- ・生業扶助…仕事に必要な資格や、高校の学費などに必要な費用（上限あり）
- ・葬祭扶助…葬儀のために必要な費用（上限あり）
- ・介護扶助…介護が必要と判断された人に必要な費用、福祉用具の購入など

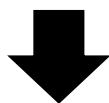
※支給方法は、金銭で支給される場合（金銭給付）と、介護費や医療費のように、福祉事務所が代わって支払いをする場合（現物給付）があります。

■生活保護が決まるまでの流れ

1. 相談

生活が厳しい、公共料金等が支払えないなど、日常生活において困ったことがあった場合、まずはご相談ください。生活保護制度について聞きたいというご相談でも結構です。

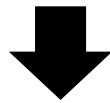
■相談受付時間 月から金曜日（土日祝日・年末年始除く）
午前8時30分から午後5時15分



2. 申請

本人や家族などの申請が必要です。申請するときは、申請書に必要事項を記入して、福祉事務所に提出します。病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所に連絡してください。

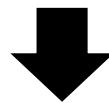
（電話 048-473-1457）



3. 調査

申請されると、福祉事務所の担当職員（ケースワーカー）が自宅や施設、病院を訪問し、保護が必要かどうかの調査をします。内容は次のようなものです。

- ・これまでの生活状況
- ・世帯員（一緒に住んでいる人）の健康状態
- ・親や兄弟などの扶養義務者の状況、収入、資産（原則、親族には「扶養調査」の手紙を送って状況を確認します。）
- ・その他、保護の決定に必要な事項



4. 決定

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、申請から14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を申請者に通知します。

■生活保護の決定前、受給期間中に優先すべきこと

生活保護を受ける前に、少しでも自分自身の力で生活できるように努力していただくことが基本ですので、次のようなものが活用できないか、検討してください(検討しなければ、保護の申請ができないということではありません)。

1. 能力の活用

稼働年齢（15歳以上65歳未満）の方は、能力に応じて働いてください（働いていない場合は、ハローワークなどで求職活動をして仕事を探してください）。

2. 資産の活用

預貯金、生命保険、有価証券、車両（バイクを含む）、不動産等、活用（解約や売却）できるものは、全て活用してください（一部保有が認められる場合もあります）。

年金・手当等、他の法律・制度で受けられるものは、全て受けてください。

3. 扶養義務について

親や子、兄弟などの扶養義務者からの援助が受けられる場合には、援助を受けてください。お金の援助ではなく、連絡を取り合う、入院の時やアパートなどに入居する時などの保証人になれる、ということでも結構です。ただし、DVや虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせことがあるため、事前に相談ください。

4. 他法他施策について

生活保護法以外でも利用できる制度は活用してもらうのが原則です。

（例）各種年金（老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金等）

各種手当（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、重度心身障がい者手当、特別障がい者手当、傷病手当金 等）

自立支援医療（精神・更生・育成医療）

指定難病医療、小児慢性特定疾病医療

雇用保険

■生活保護の申請中の届出(生活保護法第61条)

生活保護申請中・生活保護受給中に、次のようなことがあれば、すぐに担当職員（ケースワーカー）に連絡してください。

- ・収入が増えたり、減ったりしたとき（働いた給与、年金、仕送りなどすべての収入）
- ・家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出）
- ・通院したり、入退院したとき
- ・その他、生活の状況が変わったとき

■生活保護の決め方

生活保護は原則として、世帯（一緒に暮らしている人）を単位として、その世帯の「最低生活費（保護を受ける人の人数と、年齢によって決められます）」の額と「世帯全体の収入額（給与や年金など）」を比較して、不足する場合に、その不足する額が、「保護費」として支給される仕組みになっています（下記の図をご参照ください）。そのため、毎月支給される保護費が異なる場合もあります。

●保護費支給額の仕組み

最低生活費	
働いた給与・年金（世帯の収入額）	保護費（不足分）

最低生活費 … 生活保護基準をもとに、世帯人数や年齢、住んでいる地域などを基に計算された1ヶ月分の生活費

収入 … 働いて得た収入、年金や手当、親族等からの仕送り、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入、借入金など

■生活保護を受けた場合

1. 守られています(権利)

生活保護を受けても何ら差別されることはありません。また、次のような権利が保障されています。

1. 正当な理由なく、保護費を減らされたり保護を受けられなくなったりするなどの不利益を受けることはありません(生活保護法第56条)。
2. 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません(生活保護法第57条)。
3. 保護費や保護の物品に対して、差し押さえられたりすることはありません(生活保護法第58条)。

2. 守らなければならないこと(義務)

生活保護を受けることになった方は、保障されている権利がある一方、守らなければならぬ、次のような義務があります。

1. 生活上の義務(生活保護法第60条)

働ける人は能力に応じて働き、また健康の保持・増進に努め、支出を節約して計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努めなければなりません。

2. 届出の義務(生活保護法第61条)

届出をもとにして保護の内容を決めますので、次のような場合には、必ず、すぐに福祉事務所に届け出てください。

- (1)毎月の収入や年金のハガキが届いたとき(高校生のアルバイト収入も含みます)
- (2)家族や世帯の人数が変わったとき(友人や知人が一緒に住んでいる、出産したなど)
- (3)家賃などが変わるときや、契約を更新をするとき
- (4)新しく働いたときや、働けなくなったとき(就職、転職、休職、退職)
- (5)引越しをしようとするとき
- (6)入院をしたときや、退院をしたとき
- (7)事故にあったとき(交通事故や仕事中の事故など)
- (8)2週間以上、家を留守にするとき(外国人が一時的に帰国する時も含む)
- (9)その他、生活状況が変わったとき(休学、退学、結婚、離婚など)

3. 指導・指示に従う義務（生活保護法第62条）

生活状況に応じて、適切な保護をするため、指導・指示をすることがあります。なお、指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

（1）生命保険や学資保険

原則として解約する指導があります。ただし、掛け金が少額のものや貯蓄性が低いもの、解約返戻金が一定額以下のものは保有を認められる場合もあります。

（2）自動車やバイク

原則として売却する指導があります。ただし、6ヵ月以内の就労により、保護脱却が確実に見込まれている場合は、6ヵ月を限度に保有を認められる場合があります。交通事故により発生した医療費は、医療扶助費で対応できない場合があります。また、他人名義の自動車やバイクの利用も認められていません。

4. 保護費の返還（生活保護法第63条）

急迫した事情などのため、資力があるのにもかかわらず生活保護が適用になった場合には、その受けた保護費の金額の範囲内で返還していただきます。その場合には、医療費や介護費も含みます。

（例）不動産が売却できたとき、生命保険の返戻金を受け取ったとき、交通事故などの示談金など

3. 保護を受けるにあたって、してはならないこと（約束）

1. うその内容や、不正な方法で保護の申請をすること
2. 収入をごまかして申告したり、届け出をしないこと
3. 上記1と2をした場合には、保護費を返してもらいます。また、生活保護法第85条により、3年以下の懲役または100万円以下の罰金を支払うことになったり、詐欺罪として告訴される場合があります。詐欺罪（刑法第246条）は、10年以下の懲役に処されます。

申告をしないで働いて得た収入は、基礎控除などの適用が受けられなくなりますので、他の収入と同様に、全額返還していただくことになります。その場合、毎月支給する保護費から返還していただくこととなります。そのため収入があった場合などは、必ず申告をしてください。

4. 暴力団員への生活保護の適用は原則できません。

4. 不服があるときは

福祉事務所の決定に不服のある場合は、県知事に対して審査請求を行うことができます。なお、審査請求を行うことができる期間は、決定を知った日の翌日から、3ヶ月以内です（行政不服審査法第18条）。

5. 病院にかかるとき

令和6年3月より生活保護受給の方もマイナンバーカードでの受診が原則となります。お持ちでない方は、マイナンバーカードを取得してください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、受診の際に「医療券・調剤券」が必要になります。事前に担当職員に連絡し、市役所窓口に受け取りに来てください。

生活保護法による指定を受けた医療機関以外への受診はできません。指定されていない医療機関で治療を受けた場合、医療費全額が本人支払になることがあります。事前に担当職員（ケースワーカー）までご連絡下さい。

ジェネリック医薬品の使用が可能であると判断された場合は、ジェネリック医薬品が優先されます。

6. 減免申請について

生活保護受給期間は、様々な減免を受けることができます。減免を受ける場合は、ご自身での手続きが必要になります。（減免は保護決定後の期間が対象となります。）

1. 市 県 民 税 → 課 税 課へ申請してください。
2. 固 定 資 産 税 → 課 税 課へ申請してください。
3. 国民年金保険税 → 保険年金課へ申請してください。
4. NHK受信料 → 生活援護課へ申請してください。